

公布された条例のあらまし

○佐賀県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第 24 号）

- 1 国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために必要があると認められる場合に、基金を取り崩し、特別会計に繰り入れることができることとした。（第 7 条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。